

2017年5月1日

カンボジア、ミャンマー、ラオスを駆け足で訪問して

公益財団法人 国際通貨研究所
経済調査部長兼開発経済調査部長 矢口満

弊研究所の部長職をこの3月に前任者から引き継いだところ、今般、東南アジア諸国連合（ASEAN）のカンボジア、ミャンマー、ラオスおよびベトナム（いわゆる CMLV 諸国）を、1週間という短期間ながら訪問する機会を得た。これら4カ国のうち、ベトナムは1人当たり国民所得が2,000ドルを超え、経済的に頭一つか二つ抜け出していると言われるが、残る3カ国は依然として1,000ドル台にとどまり、学会等では往々にして「CML3カ国」と十把一絡げに呼ばれる。しかし、現地を訪ねてみると、これら3カ国の経済の実情はそれぞれ想定以上に大きく異なるものであった。

カンボジアは、1970年代後半のポル・ポト派による大虐殺に伴い、法制度や産業基盤の多くを失った経緯から、今日では海外の制度や新技術を積極的に受け入れている。外資系企業の国内進出に対しても、何ら抵抗感がないようだ。首都プノンペンには、中国資本や韓国資本の高層オフィスビルや高級マンションが林立しており、面談した経済財務省の中堅幹部は、こちらが尋ねる前から「不動産市場はバブルではないと思う」と自ら語り出した。それだけ意識せざるを得ないのであろう。そうした中で近年は賃金上昇が著しく、当地に進出した日系企業の悩みは、低賃金という生産・輸出基地としての利点が失われつつあることであった。

こうしたカンボジアと対照的に、ミャンマーでは外資系企業の国内進出に対する「総論賛成、各論反対」の姿勢が明らかであった。実際、非製造業など産業分野によっては、限定的にしか外資系企業に事業免許を付与しないケースがみられる。この背景には、昨年は軍事政権から民主政権への移行に政府当局が実務的に時間をとられたこともあるが、そもそも国内事業者の保護を優先していることが挙げられる。人口が5,000万人を超え（カンボジアは約1,500万人）、「アジアのラストフロンティア」とも称されるミャンマーには、国内市場への参入を希望する外資系企業が絶えないという自信があるように思われた。

上述の2カ国とは異なり、人口700万人程度と経済規模が一回り以上小さいラオスは、外資系企業の進出がさほど進んでおらず、グローバル化の波に乗り遅れている印象があっ

た。それは、FinTech に関するもうかがえた。すなわち、CML3 カ国では押し並べて、スマートフォンの普及率が 8 割程度に上る一方、銀行口座の保有率が 2 割程度にとどまり、そうした中でカンボジアとミャンマーでは、携帯電話番号を用いた送金・決済サービスがアフリカ（ケニア）発の FinTech として話題になっていた。一方、ラオスではこうしたサービスはまだ登場しておらず、そもそも財務省の中堅幹部や若手職員ですら FinTech という言葉を知らなかった。市場規模が小さいため、海外の革新的なサービスが持ち込まれないのであろうか。

以上のように、CML3 カ国の経済状況にはバラつきがあったが、銀行業務についてヒアリングすると、その実態にはある共通項がみられた。すなわち、いずれの国でも中堅・中小企業向けの銀行貸出は基本的に担保主義であり、当該企業の財務分析はほとんど重視されていない。そして、その背景として、国により多少の温度差はあるものの、納税の回避や裏金の隠ぺいのために企業が正しい決算書を策定しようとしなない現実があるとの指摘があった。これでは、財務分析に基づいた与信判断はなかなか根付かない。そして、企業会計をないがしろにする経済風土では、資金調達・運用手段の多様化に向けて社債市場を育成することも、決して容易でないと思われた。

もっとも、そうした中でもラオスでは印象的な話を聞くことができた。すなわち、JICA 専門員が地場銀行に対して、担保ではなく財務分析をベースとした貸出稟議書の構成や書き方を指導してきたところ、当該銀行の職員の意識が変わりつつあるという。これは短い出張期間に知り得た一例ではあるが、このような地道な取組の積み重ねこそが、CML3 カ国のような新興国の経済底上げにとり、実は重要ではないかと強く感じられた。

(IIMA メールマガジンへの寄稿)

当資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては、すべて御客様御自身でご判断下さいますよう、宜しくお願い申し上げます。当資料は信頼できると思われる情報に基づいて作成されていますが、その正確性を保証するものではありません。内容は予告なしに変更することがありますので、予めご了承下さい。また、当資料は著作物であり、著作権法により保護されております。全文または一部を転載する場合は出所を明記してください。

Copyright 2017 Institute for International Monetary Affairs (公益財団法人 国際通貨研究所)

All rights reserved. Except for brief quotations embodied in articles and reviews, no part of this publication may be reproduced in any form or by any means, including photocopy, without permission from the Institute for International Monetary Affairs.

Address: 3-2, Nihombashi Hongokucho 1-chome, Chuo-ku, Tokyo 103-0021, Japan

Telephone: 81-3-3245-6934, Facsimile: 81-3-3231-5422

〒103-0021 東京都中央区日本橋本石町 1-3-2

電話：03-3245-6934（代）ファックス：03-3231-5422

e-mail: admin@iima.or.jp

URL: <http://www.iima.or.jp>